

## 労働者派遣事業に係る情報提供

本事業所における労働者派遣事業に係る情報は以下の通りです。

事業所の名称	公益社団法人 茨城県シルバー人材センター連合会 かすみがうら市事務所	
所在地	〒300-0121 かすみがうら市宍倉5462 かすみがうらウェルネスプラザ内 (TEL : 029-898-3130)	
派遣労働者数 (令和5年6月1日付)		42 人
派遣先事業所数 (令和4年度)		13 件
令和4年度労働者派遣料金の平均額 (派遣労働者1人1日(8時間)当たり)		9,857 円
令和4年度労働者の賃金の平均額 (派遣労働者1人1日(8時間)当たり)		7,618 円
マージン率		22.7%

\* マージンに含まれる内容

派遣労働者の年次有給休暇分賃金および教育訓練実施時の賃金、教育訓練費用、労災保険料、消費税、損害賠償保険料、

管理費（事務費・人件費）等

公益法人のため、事業維持のための一時的かつ最低限の留保分を除き、一般企業の純利益に対応する利益相当額はありません。

### 【労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等（いわゆる同一労働同一賃金ルール）】

- 上記労使協定は締結しておりません。シルバー派遣では、派遣先で派遣労働者と同種の業務に従事している人（仕事内容、責任の程度、転勤や昇進の範囲が同じような者＝比較対象労働者）と「均衡」を図り、派遣労働者の待遇を決めていく「派遣先均等・均衡方式」を採用しています。

### 【派遣労働者のキャリアアップに関する事項】

#### ・教育訓練（令和4年度計画）

教育訓練の種類	時間数	対象者	実施方法	実施主体
入職時研修（マナー等）	1時間	初めて派遣で働く労働者  受講を希望する派遣就業労働者 * 年度により実施する講習は異なります。	Off-JT	派遣元（事務所）
運転業務従事者講習	4時間			
接遇再入門講習	4時間			
高齢者のパソコン入門講習	4時間			
食品衛生責任者養成講習	6.33時間			
救急法基礎講習	4時間			
労働者の費用負担				
給与支給状況		これらの教育訓練について 費用負担はありません。		

#### ・キャリアコンサルティング

希望する派遣会員に対し、シルバーでの派遣就労とキャリア形成に関する専門職員が相談に応じます。

### 【福利厚生】

- 労災保険、年次有給休暇
- 指定宿泊施設会員割引制度（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧下さい）
- 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的かつ短期的就業であるため）

※但し、加入要件を満たす場合は適用します。